

これから

「頼んでよかった」を、

居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、地域でご本人やご家族を支えるパートナーです。よりよい関係づくりのために、相談時のマナーを考えてみませんか。

以下の行為は**カスタマーハラスメント**に該当する場合があります。



暴力・暴言

殴る、蹴る、人格否定、脅迫、性的な発言、不必要な身体接触など



過度な要求

介護保険の枠組みを超えた要求、長時間の拘束、頻回な電話など



プライバシー侵害

無断の撮影や録音、SNS等への投稿、つきまといなど

上記のような行為は、スタッフの心身の安全を脅かすだけでなく、適切な介護サービスの提供を妨げることに繋がり、悪質な場合は支援の継続が困難になることもあります。適切なサービス提供を実施できるよう、マナーを守った対話へのご協力をお願いいたします。

※改正労働施策総合推進法において、事業所には職員を守るためのハラスメント対策が義務付けられています。職員の安全確保と適正な事業所運営にご協力ください。